

防整整第1527号
令和8年1月23日

大臣官房会計課長
地方協力局参事官
防衛大学校総務部管理施設課長
防衛医科大学校事務局企画部管理施設課長
防衛研究所企画部総務課長
陸上幕僚監部監理部会計課長
海上幕僚監部総務部経理課長
航空幕僚監部総務部会計課長
情報本部計画部事業計画課長
各地方防衛局総務部長
各地方防衛局企画部長
各地方防衛局管理部長
各地方防衛局調達部長
帯広防衛支局長
東海防衛支局長
熊本防衛支局長
名護防衛事務所長
防衛装備庁長官官房会計官

殿

整備計画局施設整備課長
(公印省略)

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について（通知）

標記について、週休2日制工事の試行について（防整建第1525号。令和8年1月23日）別紙の6に示す事項を別紙のとおり定め、令和8年2月1日以降に入札公告及び手続き開始の公示等を行う建設工事に適用することとしたので通知する。ただし、施行日以前に公告等を行った建設工事への適用を妨げない。

なお、週休2日制工事の実施における工期の設定、工事費の補正等について（防整技第8969号。令和6年4月12日）については廃止する。

添付書類：別紙

写送付先：整備計画局施設計画課長、整備計画局建設制度官、整備計画局提供施設計画官、人事教育局厚生課長、地方協力局総務課長、地方協力局環境政策課長、地方協力局在日米軍協力課長、防衛大学校総務部会計課長、防衛医科大学校事務局総務部経理課

長、統合幕僚監部総務部総務課長、陸上幕僚監部防衛部施設課長、海上幕僚監部防衛部施設課長、航空幕僚監部防衛部施設課長、情報本部総務部会計課長、情報本部計画部事業計画課長、防衛監察本部総務課長

週休2日制工事の試行における工期の設定、工事費の補正等について

1 工期の設定

週休2日制工事における各建設工事に係る工期の設定は、以下に留意して行うものとする。

(1) 工期設定の検討方法

建築及び設備工事においては、(一社)日本建設業連合会の「建築工事適正工期算定プログラム」、土木工事においては標準歩掛等に基づく「土木工事積算システム」を利用する場合は、過去の類似工事实績と比較して工期が妥当であることを確認し、当該工事の特性を踏まえ必要に応じ修正するものとする。

なお、プログラムについては常に最新のバージョンを使用すること。

(2) 適切な作業及び施工期間の設定

工期の設定に当たっては、計画通知等の許可申請、施工準備、各施工段階、各種検査、後片付け及び清掃等のクリティカルとなる期間を適切に見込むものとし、降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日についても適宜設定を行うものとする。

なお、施工準備期間は、工事の特性及び実績を勘案し、90日間を最大として、必要な日数を設定する。また、施工終了後の期間は20日間を最大として必要な日数を設定する。

(3) 後工程への配慮

内装工事、設備工事、舗装工事等の後工程についても適切な施工期間を設定し、全体のしわ寄せをしないよう配慮する。

2 工事費の補正

(1) 積算方法(完全週休2日制工事(土日)の場合)

当初の予定価格から、対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態(完全週休2日)を前提とし、下表の「完全週休2日」の補正係数で労務費(公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工)等を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に完全週休2日(土日)が未達成のもの又は完全週休2日(土日)の取組を希望しないものにおいて、月単位の週休2日を達成した場合は下表の「月単位」の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、通期の週休2日として補正係数を除し、請負代金額の変更により減額する。

(建築・設備工事で用いる補正係数)

	労務費 (複合単価)	現場管理費	市場単価等
通期	補正無し		
月単位	1.02	補正無し	付紙1
完全週休2日	1.02	1.01	

(土木工事 (港湾工事を除く) で用いる補正係数)

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費	市場単価等
通期	補正無し				
月単位	1.02	補正無し	1.01	1.02	付紙2
完全週休2日	1.02	補正無し	1.02	1.03	

(2) 積算方法 (港湾工事 (現場閉所単位) の場合)

当初の予定価格から、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間の現場閉所日数が8日 (28.5% (8日/28日)) 以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

なお、全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正係数を除し、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

(港湾工事 (現場閉所単位) で用いる補正係数)

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費	市場単価等
4週8休以上	1.02	補正無し	1.02	1.03	付紙3

(3) 積算方法 (完全週休2日制工事 (現場非閉所型・交替制) の場合)

当初の予定価格から、対象期間内の全ての週において、現場に従事した現場代理人、技術者及び技能労働者 (以下「現場代理人等」という。) の各人における平均休日日数の割合 (以下「休日率」という。) が28.5%以上を満たすことを前提に、下表の「完全週休2日」の補正係数で労務費等を補正し工事費を積算する。

なお、工事完成時に完全週休2日 (現場非閉所型・交替制) が未達成のもの又は完全週休2日 (現場非閉所型・交替制) の取組を希望しないものにおいて、月単位の週休2日 (現場非閉所型・交替制) を達成した場合は下表の「月単位」の補正係数に変更するものとし、月単位の週休2日が未達成のものについては、通期の週休2日として補正係数を除し、請負代金額の変更により減額する。

(建築・設備工事で用いる補正係数)

	労務費 (複合単価)	市場単価等
通期	補正無し	
月単位	1.02	付紙1
完全週休2日	1.02	

(土木工事 (港湾工事を除く) で用いる補正係数)

	労務費	現場管理費	市場単価等
通期	補正無し		
月単位	1.02	1.02	付紙2
完全週休2日	1.02	1.03	

(4) 積算方法 (港湾工事 (個人単位) の場合)

当初の予定価格から、対象期間内の4週を1期間とする全ての期間において、現場に従事する現場代理人等の各人の休日日数が8日 (28.5% (8日/28日)) 以上を満たすことを前提に、労務費等を補正することにより工事費を積算する。

なお、全ての期間において4週8休以上を達成できない場合は、補正した労務費等を請負代金額の変更により減額する。

(港湾工事 (個人単位) で用いる補正係数)

	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費	現場管理費	市場単価等
4週8休以上	1.02	補正無し	1.02	1.03	付紙3

3 その他

(1) 工事特記仕様書への記載

工事特記仕様書には、以下を記載するものとする。

ア 完全週休2日制工事（土日）の場合 ※【 】はいずれかを記載する

1 本工事は、完全週休2日制工事（土日）の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 完全週休2日（土日）とは、対象期間の全ての週において、原則として土曜日及び日曜日を現場閉所（現場休息）日に指定し、2日以上現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。また、土曜日又は日曜日に現場作業を行うこととされている場合は、受発注者間で協議した上で、当該曜日に代わる曜日を現場閉所日（現場休息日）に指定するものとする。

月単位の週休2日とは、対象期間内における全ての月で現場閉所（現場休息）日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所を行っている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間において、28.5%（8日/28日）以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められることをいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実

情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

- (1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保
- (2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所を設置等の「施工準備期間」
- (3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」
- (4) 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

5 工事工程の共有

- (1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。
- (2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。
- (3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。
- (4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、現場管理費及び市場単価等を、請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木工事（港湾工事除く）の場合】

対象期間における全ての週において完全週休2日（土日）が達成できていない又は月単位の週休2日が達成できていない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

イ 週休2日制工事（港湾工事（現場閉所単位））の場合

1 本工事は、週休2日制工事（現場閉所単位）の対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 週休2日とは、対象期間において、4週を1期間とする全ての期間で8日以上の現場閉所の確保を行ったと認められることをいう。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 4週8休以上とは、対象期間内における4週を1期間とする全ての期間の現場閉所日数が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

また、工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、現場閉所日数について水準以上を確保するものとする。ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

(4) 現場閉所日とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、1日を通して現場及び現場事務所が閉所された日をいう。

3 現場閉所実績報告書

受注者は、毎月末までに現場閉所実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官へ提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに現場閉所実績報告書を提出するものとする。

4 総合工事工程表の作成

受注者は、発注時の設計図書や発注者から明示される事項を踏まえ、総合工事工程表を作成する。

総合工事工程表を作成するに当たっては、当該工事の規模及び難易度、地域の実情、自然条件、工事内容、施工条件等のほか、建設工事に従事する者の週休2日の確保等、下記の条件を適切に考慮する。

(1) 建設工事に従事する者の休日（週休2日に加え、祝日、年末年始及び夏季休暇）の確保

(2) 建設業者が施工に先立って行う労務・資機材の調達、調査・測量、現場事務所の設置等の「施工準備期間」

(3) 施工終了後の自主検査、後片付け、清掃等の「後片付け期間」

(4) 降雪、出水期、猛暑日等の作業不能日数

5 工事工程の共有

(1) 工事において、受発注者間で工事工程のクリティカルパスを共有し、工程に

影響する事項がある場合には、その事項の処理対応者を明確にするものとする。

(2) 円滑な協議を行うため、施工当初において工事工程（特にクリティカルパス）と関連する案件の処理期限（誰がいつまでに処理し、どの作業と関連するのか）について、受発注者で共有するものとする。

(3) 工事工程の共有に当たっては、必要に応じて下請け業者（専門工事業者等の技術者等）を含めるなど、共有する工程が現場実態にあったものとなるよう配慮するものとする。

(4) 工程に変更が生じた場合には、その要因と変更後の工事工程について受発注者間で共有すること。また、工程の変更理由が受注者の責によらない場合は、適切に工期の変更を行うものとする。

6 現場閉所の達成状況及び精査

対象期間における4週を1期間とし、全ての期間で現場閉所率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）、機械経費（賃料）、共通仮設費率、現場管理費率及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

ウ 完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）の場合 ※【 】はいずれかを記載する

1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）が交替しながら、各人が週休2日を確保する「完全週休2日制工事（現場非閉所型・交替制）」の試行対象工事である。

2 週休2日の考え方

(1) 完全週休2日（現場非閉所型・交替制）とは、対象期間内の全ての週において、現場に従事した現場代理人等の平均休日数の割合（以下「休日率」という。）が、28.5%（2日/7日）以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、対象期間の日数が7日に満たない週においては、当該週の土曜日及び日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行ってれば、達成しているとみなす。

月単位の週休2日とは、対象期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、対象期間内における全ての月の休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日及び日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、休日日数が当該月の土曜日及び日曜日の合計日数以上となっている状態をいう。

通期の週休2日とは、対象期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人における対象期間内における休日率が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。

(2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。

(3) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。

3 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。

4 休日率の達成状況及び精査

【建築・設備工事の場合】

工事完成時において、対象期間における全ての週において現場代理人等の休日率が28.5%に満たない又は全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び市場単価等を請負代金額の変更により減額するものとする。

【土木工事（港湾工事除く）の場合】

工事完成時において、対象期間における全ての週において現場代理人等の休日率が28.5%に満たない又は全ての月ごとの現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

エ 週休2日制工事（港湾工事（個人単位））の場合

- 1 本工事は、現場代理人、技術者及び技能労働者（以下「現場代理人等」という。）の各人が週休2日を確保する「週休2日制工事（個人単位）」の対象工事である。
- 2 週休2日の考え方
 - (1) 週休2日とは、対象期間において、全ての4週ごとに現場代理人等の各人が4週8休以上の休日確保を行ったと認められることをいう。
 - (2) 対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とするが、そのうち、年末年始6日間及び夏季休暇3日間、工場製作のみの期間、工事全体の一時中止期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まない。
 - (3) 4週8休以上とは、対象期間内に1週間以上現場に従事した現場代理人等の各人について、対象期間内における全ての4週ごとの休日日数が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

また、工事完了日を含む最後の期間においては、4週を満たさない日数であっても対象とし、現場閉所日数について水準以上を確保するものとする。

ただし、工事完了日を含む最後の期間が1週間に満たない場合はその限りではない。

なお、降雪、出水期、猛暑日等による予定外の休日についても、休日日数に含めるものとする。
 - (4) 休日の確認対象は、施工体制台帳に記載された建設会社等のすべての技術者等とし、休日取得状況を確認するものとする。
- 3 休日取得実績報告書

受注者は、毎月末までに休日取得実績報告書を作成し、翌月10日までに監督官に提出するものとする。ただし、工事完成月については、監督官が指定する日までに休日取得実績報告書を提出するものとする。
- 4 休日率の達成状況及び精査

対象期間における4週を1期間とし、全ての期間で現場代理人等の休日率が28.5%に満たない場合は、補正した労務費（公共工事設計労務単価、電気通信技術者、電気通信技術員及び機械設備据付工）及び現場管理費率を請負代金額の変更により減額するものとする。

(2) 疑義等

本通知に関する疑義等については、整備計画局施設整備課長と協議するものとする。

市場単価（建築・設備工事）

市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価）は、「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について（改定）」（国営積第7号。令和7年12月10日）により市場単価を補正する。

市場単価等の補正

積算にあたっては、週休2日の現場閉所の実施状況に応じ、下表により補正を行うものとする。

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		現場非閉所型・交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
土木工事市場単価					
鉄筋工		1.02	1.02	1.02	1.02
ガス圧接工		1.01	1.01	1.01	1.01
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.02	1.02	1.02	1.02
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01	1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路標識設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去・移設	1.01	1.01	1.01	1.01
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01	1.01	1.01
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
法面工		1.01	1.01	1.01	1.01
吹付砕工		1.01	1.01	1.01	1.01
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.01	1.01	1.01	1.01
道路植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
公園植栽工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋面防水工		1.01	1.01	1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.00	1.00	1.00	1.00
グルーピング工		1.00	1.00	1.00	1.00
軟弱地盤処理工		1.01	1.01	1.01	1.01
コンクリート表面処理工 （ウォータージェット工）		1.01	1.01	1.01	1.01
土木工事標準単価					
区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
高視認性区画線工		1.02	1.02	1.02	1.02
橋梁塗装工		1.01	1.01	1.01	1.01
構造物とりこわし工	機械	1.01	1.01	1.01	1.01
	人力	1.02	1.02	1.02	1.02
コンクリートブロック積工		1.02	1.02	1.02	1.02
排水構造物工		1.02	1.02	1.02	1.02
鋼製排水溝設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
表面被覆工（コンクリート保護塗装）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01

名称	区分	補正係数			
		現場閉所		現場非閉所型・交替制	
		月単位	完全週休2日	月単位	完全週休2日
表面含浸工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
連続繊維シート補強工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
剥落防止工（アラミドメッシュ）	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
漏水対策材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
防草シート設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
紫外線硬化型FRPシート設置工 （ポリエステル樹脂）	固定足場	1.01	1.01	1.01	1.01
	高所作業車	1.01	1.01	1.01	1.01
塗膜除去工		1.02	1.02	1.02	1.02
バキュームブラスト工		1.01	1.01	1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.00	1.00	1.00	1.00
	撤去	1.02	1.02	1.02	1.02
仮設防護柵設置工（仮設ガードレール）		1.02	1.02	1.02	1.02
機械式継手工		1.02	1.02	1.02	1.02
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.01	1.01	1.01	1.01
ノンコーキング式コンクリートひび割れ 誘発目地設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
FRP製格子状パネル設置工		1.00	1.00	1.00	1.00
侵食防止用植生マット工 （養生マット工）		1.02	1.02	1.02	1.02
支承金属溶射工		1.02	1.02	1.02	1.02
耐圧ポリエチレンリブ管（ハウエル管） 設置工		1.02	1.02	1.02	1.02
フレア溶接工		1.02	1.02	1.02	1.02
H型ボラード設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
橋梁用水切り材設置工	固定足場	1.02	1.02	1.02	1.02
	作業車	1.02	1.02	1.02	1.02
下水道工事市場単価					
硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
リブ付硬質塩化ビニル管設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
砂基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
碎石基礎工	人力施工	1.02	1.02	1.02	1.02
	機械施工	1.02	1.02	1.02	1.02
組立マンホール設置工		1.01	1.01	1.01	1.01
小型マンホール工		1.00	1.00	1.00	1.00
取付管およびます設置工	ます設置工	1.00	1.00	1.00	1.00
	取付管布設及び支管取付工	1.01	1.01	1.01	1.01

市場単価（港湾工事）

港湾工事標準市場単価に下記の補正係数を乗じ算出するものとする。

補正後市場単価＝標準市場単価（施工規模等補正後）×補正計数

名称	市場単価補正係数
底面工	1.01
マット工（アスファルトマット設置・ゴム系マット設置）	1.00
支保工	1.02
足場工	1.01
鉄筋工	1.02
吊鉄筋工	1.02
型枠工	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設）	1.02
コンクリート打設工（ポンプ車打設以外）	1.02
止水板工	1.02
上蓋工	1.02
伸縮目地工	1.01
係船柱取付	1.02
防舷材取付	1.02
車止・縁金物取付	1.02
係船柱撤去	1.02
防舷材撤去	1.02
車止撤去	1.02
電気防食取付	1.02
防砂目地板取付工（陸上施工）	1.02
防砂目地板取付工（水中施工）	1.02
吸出し防止工（陸上施工・海上施工）	1.02
港湾構造物塗装工（係船柱・車止・縁金物）	1.01
ペトロラタム被覆	1.02
現場鋼材溶接・切断工（陸上施工・海上施工）	1.02
現場鋼材溶接・切断工（水中施工）	1.02
かき落とし工	1.02
汚濁防止膜設置・撤去・移設	1.01
汚濁防止枠設置・撤去	1.01
灯浮標設置・撤去	1.01

名称	市場単価補正係数
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船あり・水中目視点検）	1.00
汚濁防止膜保守管理（海上目視点検作業船なし）	1.02
異形ブロック製作 型枠工	1.02
異形ブロック製作 コンクリート打設工	1.02
異形ブロック製作 給熱養生	1.01